

佐世保市市道認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐世保市が管理する道路としての決定について必要な基準を定め、道路の適正な管理を図ることを目的とする。

(市道の認定基準)

第2条 市道に認定しようとする道路は、一般交通の用に供する公共性のある道路で、次の各号の一に該当するものであること。

- (1) 国道、県道、市道（以下「公道」という。）間を連絡する道路
- (2) 公共施設、公益施設又は林道、農道と公道を結ぶ道路
- (3) 道路の一端が公道に接続し循環している道路
- (4) 行き止まり道路の場合は、道路の一端が公道に接続し終点より17メートル以内に車両が回転できる場所が設けられている道路
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）その他の法令に基づき、国又は地方公共団体が築造した道路
- (6) 都市計画法に基づく開発行為等により設置された道路
- (7) 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業区域内の道路

(道路構造の基準)

第3条 新たに市道として認定する道路の構造については、次に掲げるものとする。

- (1) 道路の幅員 路肩を含め4.0メートル以上
- (2) 縦断勾配 12%以内

2 前項第1号の規定にかかわらず、歩行者専用道路は幅員を2.0メートル以上、自転車歩行者専用道路は幅員を3.0メートル以上とし、同項第2号の規定は適用しないものとする。

(補則)

第4条 市長は、前2条の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合は、市道に認定することができる。

(私有道路の帰属)

第5条 認定対象道路用地は、認定に際しては次の各号に定める条件を満たすものとする。

- (1) 認定される私有道路敷は、無償でこれを市に寄付すること
- (2) 上記道路敷は、全ての道路敷について分筆登記を終了し又は分筆登記が可能であること
- (3) 寄付承諾書及び印鑑証明書等が完備され、又は登記作業において速やかに完備できること
- (4) 認定される私有道路敷については、全ての道路敷について、抵当権、その他第三者の権利が全て抹消され速やかに市に所有権移転登記が可能であること
- (5) 道路の附属物は、市へ無償譲渡すること
- (6) 道路敷内には、占用許可ができない工作物、物件又は施設がないこと
- (7) 占用許可対象物件については、新たに道路占用許可申請書を提出し占用許可を受けること
- (8) 認定される私有道路敷周辺で、所有権、境界、その他の権利について係争がないこと
- (その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、特に必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年8月1日から施行する。
- 2 私有道路の市道認定要綱（平成3年4月20日施行）は、廃止する。
- 3 吉井町及び世知原町の編入の日（以下この項及び次項において「編入日」という。）前に両町が認定した町道は、編入日以後は佐世保市道として認定したものとする。
- 4 この要綱の施行の際現に編入前の吉井町及び世知原町において町道の認定の申請手続きをしているものについては、この要綱に定める基準により認定を行うものとする。ただし、編入日前までに認定されることを前提に申請手続きを行い、両町が既に同意を行っているもので、権原の取得等やむを得ない理由により編入日前までに手続きのすべてが完了していないものにおいては、編入前の両町の基準により認定を行うものとする。
- 5 宇久町及び小佐々町の編入の日（以下この項及び次項において「編入日」という。）前に両町が認定した町道は、編入日以後は佐世保市道として認定したものとする。
- 6 この要綱の施行の際現に編入前の宇久町及び小佐々町において町道の認定

の申請手続きをしているものについては、この要綱に定める基準により認定を行うものとする。ただし、編入日前までに認定されることを前提に申請手続きを行い、両町が既に同意を行っているもので、権原の取得等やむを得ない理由により編入日前までに手続きのすべてが完了していないものにおいては、編入前の両町の基準により認定を行うものとする。

(江迎町及び鹿町町の編入に伴う経過措置)

- 7 江迎町及び鹿町町の編入の日（以下この項及び次項において「編入日」という。）前に、両町が認定した町道は、編入日以後は佐世保市道として認定したものとする。
- 8 この要綱の施行の際現に編入日前の江迎町及び鹿町町において町道の認定の申請手続きをしているものについては、この要綱に定める基準により認定を行うものとする。ただし、編入日前までに認定されることを前提に申請手続きを行い、両町が既に同意を行っているもので、権原の取得等やむを得ない理由により編入日前までに手続きのすべてが完了していないものについては、編入日前の両町の基準により認定を行うものとする。

附 則

この要綱は、吉井町及び世知原町編入の日から施行する。

附 則

この要綱は、宇久町及び小佐々町編入の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。